

仕 様 書

I. 概 要

- 1 工事名称
第6-2号 新井消防署・頸南消防署感染症対策工事
- 2 工事場所
(1) 妙高市諏訪町1丁目7番8号 新井消防署
(2) 妙高市大字田切629 頸南消防署
- 3 工事内容
消防職員の感染症対策として、次の工事を行う。
(1) 新井消防署 2階男性用トイレの乾式化
(2) 頸南消防署 1階男・女性用トイレ、2階男性用トイレの乾式化
- 4 工事期間
契約日から令和6年12月31日まで

II. 工事条件

- 1 施工図面・施工計画書
施工に当たっては、現場着工前に施工詳細図及び施工計画書を作成し、上越地域消防局総務課管財係（以下、監督職員）の承認を受けること。また、当該施設の日常業務及び施設利用に支障が無いよう工程を組むこと。
- 2 使用材料
本工事に使用する製品及び諸雑材はJIS規格品又は各々それに合格した品質優良な新品とすること。
- 3 軽微な変更及び調整
設計図書に明記がなくとも、機能上、構造上、必要と認められる軽微な変更及び調整は本工事請負金の中で施工すること。
- 4 完成引渡し時の提出品
完成引渡しに際しては、完成図、工事写真、竣工写真、導入した各種機器・設備の取扱説明書を提出すること。併せて、これらのPDFファイル（図面はPDF及びCADファイル）を保存した電子記録媒体（DVD-R）を提出すること。
- 5 工事保証
施工者は工事完成後でも工事の不完全納入品の欠陥に起因する故障は、一年間の保障の責任において直ちに修理又は良品と取り替えること。

6 既設機器・廃材等の撤去

撤去した機器及び設備並びに廃材等の処分は法令等に基づき、適切に行うこと。

III. 共通仕様

建築、機械設備、電気設備に係るいずれの工事内容においても、本仕様書に記載されていない事項は最新の「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書」によるものとする。ただし、これに記載されていない事項は、最新の「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書」によるものとし、疑義があるときは監督職員と協議し、指示に従うこととする。

なお、建築・電気・衛生・設備に係る過去の設計図・竣工図等の原本の閲覧は、上越地域消防局総務課でのみ認める。

IV. トイレの整備

以下、トイレ内において大便器を有するブースを「ブース」、掃除用流しを有するブースを「SK ブース」、パイプシャフトを「PS」という。

なお、建具、設備等の概ねのレイアウトについては別紙1及び2を参照のこと。

1 標準事項

工事対象となる新井消防署及び頸南消防署のトイレについて、次のとおり共通事項を示す。

(1) 建築系

- ・トイレの出入口には、男性専用または女性専用であることを示す措置を講じた、内開きの軽量スチールドアを設けること。
- ・床はタイル及び下地を除去し、フラットに下地調整してビニールシート張りとする。ただし、この工法に適さない場合は、監督職員と協議の上、置床組のビニールシート張りも可とする。
- ・壁は既存タイル及び下地を除去し、下地処理の上メラミン化粧板（＝3mm厚）張りとする。ただし、この工法に適さない箇所は、監督職員と協議の上、既存タイル及び下地を除去し、下地処理の上メラミン化粧板（＝3mm厚）張りも可とする。
- ・天井は化粧石膏ボードを張り替えること。
- ・ブース、SKブース、PSは、躯体を用いている箇所を除き、既設同等品に作り直し、ドアは常時「開」の状態になるものにする（レイアウトは別紙のとおり）。
- ・SK上部にトイレトペーパー等を置ける棚板を1段設けること。
- ・既設PSのうち、鋼製のドアとドア枠は取り替えず、周囲の色味に合わせて再塗装すること。

(2) ブース内の電気及び設備系

- ・ブース内には、人感センサー付きLEDダウンライトを設けること。
- ・大便器は洋風とし、洗浄方式、便器のサイズは現地に順応のこと。
- ・大便器は温水洗浄機能及び暖房便座付きとし、適切な箇所にモール内露出配線による壁付一口コンセントを設けて電源を供給すること。
- ・大便器に係る操作部は壁に設けること。また、当該操作部は便器洗浄の起動ボタン又はセンサーを含むものとし、電源供給方式は問わない。
- ・大便器への給水配管は適切な位置にライニングを設けて接続すること。
- ・ブース内には2連紙巻器を1箇所設けること。

(3) ブース外の電気及び設備系

- ・手洗場は既設の位置において、同等の壁掛け形手洗器に更新し、自動水栓とすること。なお、この電源供給方式は問わない。
- ・原則、天井に埋込形LEDベースライト（照度は蛍光灯40W2灯相当）を1箇所設けること。また、電源は人感センサーとし、既存の壁付スイッチを撤去すること。なお、頸南消防署1階女性用トイレに係る例外事項は次2-2の特記事項に示す。
- ・手洗場には、化粧鏡とLED手洗灯（照度は蛍光灯15W1灯相当）を1組設けること。なお、当該手洗灯の電源は、天井埋込型LEDベースライトと共通の人感センサーとすること。
- ・換気扇は既設の場合は同等品に置き換えること。また、常時オン状態を想定して電源は壁付スイッチとすること。
- ・スピーカーが既設の場合は撤去し、新たに設けないこと。

2-1 特記事項（新井消防署）

- ・ブースの数を3から2に減らし、個々の間隔を均等に拡張すること。
- ・小便器の数を3から2に減らし、個々の間隔を均等に拡張すること。
- ・小便器は自動水栓機能を有するものにする。なお、この電源供給方式は問わない。
- ・掃除用流しは、既設の位置で同等品に置き換えること。
- ・トイレ内西壁面沿いに位置する小便器等への給水配管はライニングを作り直した上で接続すること。
- ・トイレ内南東角の小区画を掃除用具置場とし、東壁面上部に棚板1段を設け、南壁面上部に吊フックを3カ所設けること。

2-2 特記事項（頸南消防署）

(1) 1階男性用トイレ

- ・既設ブース2カ所を撤去した範囲で、南側に新たにブースを1カ所、北側にSKブース1カ所を並べて設けること。なお、この場合の面積比は2：1程度に調整すること。
- ・PSの間仕切り及びドアは既設同等に作り直すこと。
- ・ブース及びPSのドアは外開きとし、SKブースのドアはうち開きとすること。
- ・SKブースには、手動水洗の掃除流しを新たに設置し、上部に棚板1段を設けること。併せて、既設掃除流しは撤去すること。
- ・小便器の数を3から2に減らし、個々の間隔を均等に拡張すること。
- ・小便器は自動水栓機能を有するものであること。なお、この電源供給方式は問わない。
- ・トイレ内西壁面沿いに位置する手洗場及び小便器への給水配管はライニングを作り直して接続すること。
- ・自動火災報知設備の差動式スポット型感知器を設けること。

(2) 1階女性用トイレ

- ・ブースのドアは外開きであること。
- ・ブース外の照明は、専用人感センサーで点灯する手洗灯のみとし、既設壁付スイッチを撤去すること。
- ・トイレ内西壁面沿いに位置する手洗場への給水配管はライニングを作り直して接続すること。
- ・自動火災報知設備の差動式スポット型感知器を設けること。

(3) 2階男性用トイレ

- ・既設ブース2カ所及び南側のPS1カ所を撤去した範囲に、均等に面積を拡張したブース2カ所を並べて設けること。なお、それらブースのドアは外開きにする。
- ・南側の既設PS内3階行の給水管は床下で縁切りし、適切に処理すること。なお、通気管は床下でルート変更し、トイレ内北東角に位置する躯体を用いたPS内に立ち上げた上で適切に処理す

ること。

- ・掃除用流しは、既設の位置で同等品に置き換え、上部に棚板一段を設けること。
- ・小便器の数を3から2に減らし、個々の間隔を均等に拡張すること。
- ・小便器は自動水栓機能を有するものであること。なお、この電源供給方式は問わない。
- ・トイレ内西壁面沿いに位置する手洗場、掃除流し、小便器への給水配管はライニングを作り直して接続すること。
- ・自動火災報知設備の差動式スポット型感知器を設けること。

(4) 2階女性用トイレ及び3階男性・女性用トイレ

- ・出入口に錠前を設ける等、物理的に出入り不可とする措置を講ずること。
- ・給水、排水等に係るすべての配管を適切な位置で縁切りして処置すること。

3 その他

- (1) トイレ内の色調はオフホワイトを基調とすること。
- (2) 人感センサーによる照明点灯時間は協議の上で設定すること。
- (3) 給排水管の更新の要否については、現地熟覧の上、監督職員と協議して決すること。
- (4) 工事の間、1、2階いずれのトイレも使用不可になる期間は、監督職員が指示する場所に仮設トイレを設け、期間中は適切に維持管理を行うこと。
- (5) 工事内訳明細書を単価積算の参考とすること。